

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和6年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	県内各市町村	乳幼児	81	入院:義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分	
		ひとり親家庭等	82	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童 2. 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する父母のいない児童 3. 父母のいない児童 *児童:18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *生活保護を受けている者、施設入所者、里親に委託されている者、重度心身障害者医療費助成対象者を除く					
		重度心身障害者	83	1. 身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する者 2. 療育手帳Aを所持する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 4. 国民年金法による障害等級1級、2級あるいは、これに相当する障害のある者 5. 特別児童扶養手当を受給している児童 *生活保護を受けている者を除く					
	県内各市町村	老人医療	41	*対象者等の拡大(現行は家族のみ受託) 本人及び訪問看護に係る医療について現物給付の対象とする	患者1割負担(非課税世帯のみ対象)				
	甲府市 中央市 昭和町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分	
	忍野村 鳴沢村 小菅村 丹波山村 南部町 道志村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等		
	甲府市	老人医療	41	*県の基準の対象者の拡大 県の基準の非課税世帯(患者1割負担)以外の一般世帯について拡大を図る	2割	対象外	県内の医療機関等	平成20年10月診療分	
	南アルプス市 甲斐市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分	
	北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等		
	身延町 市川三郷町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等		
上野原市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年1月診療分		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	富士川町	乳幼児	81	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号81.19.110.8を設定。 入院：義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者、重度心身障害者医療費助成事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分	
		ひとり親家庭等	82	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号82.19.110.7を設定。 1. ひとり親家庭の父又は母及び児童 2. 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する父母のいない児童 3. 父母のいない児童 *児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *生活保護を受けている者、施設入所者、里親に委託されている者、重度心身障害者医療費助成対象者を除く					
		重度心身障害者	83	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号83.19.110.6を設定。 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する者 2. 療育手帳Aを所持する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 4. 国民年金法による障害等級1級、2級あるいは、これに相当する障害のある者 5. 特別児童扶養手当を受給している児童 *生活保護を受けている者を除く					
		老人医療	41	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号41.19.110.7を設定。 *対象者等の拡大(現行は家族のみ受託) 本人及び訪問看護に係る医療について現物給付の対象とする					患者1割負担 (非課税世帯のみ対象)
	富士河口湖町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分	
	西桂町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 6月診療分	
	富士川町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 9月診療分	
	山梨市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成23年 4月診療分	
	韮崎市 山中湖村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等		
	甲州市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等		
都留市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年 4月診療分		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	富士吉田市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年 12月診療分
	大月市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
	笛吹市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
	県内 各市町村 (*)	重度心身障害者	83	*平成20年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、助成方法を現物給付方式から自動償還方式へ変更することに伴い、実施機関番号(83.19.***)の審査支払に関する契約を終了					平成26年11月診療分から適用
	身延町 市川三郷町 (*)	子育て支援	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	昭和町 (*)	子育て支援	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 10月診療分
	忍野村 (*)	こども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	甲府市 (*)	すこやか子育て	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
南アルプス市 (*)	子ども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 1月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
山梨県	道志村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分	
	鳴沢村 (*)	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年6月診療分	
	富士河口湖町 (*)	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)						
	県内各市町村 (*)	老人医療	41	平成25年3月31日をもって県単独老人医療費助成制度の廃止に伴い、実施機関番号(41.19.****)の審査支払に関する契約終了				平成29年2月診療分から適用		
	南アルプス市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分	
	山梨市 (*)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大し、助成対象外の者についても拡大 (入 院:12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成を受けている者、児童福祉施設に入所及び里親に委託されている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年10月診療分	
	大月市 (*)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
	北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	甲州市 (*)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
	中央市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	南部町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
	富士川町 (*)	乳幼児	81	*平成22年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	甲斐市 (*)	乳幼児	81	平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外 *重度心身障がい児医療制度の適用を受けている者は入院、外来ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	韮崎市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	丹波山村 (*)	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	上野原市 (*)	子ども	81	*平成22年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	都留市 (*)	すこやか子育て	81	平成24年4月診療分から助成内容を変更したすこやか子育て医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、重度心身障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭医療費助成対象者、婚姻している者、生活保護法による医療扶助を受けている者を除く)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年11月診療分
	大月市 (*)	子育て支援	81	平成26年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年12月診療分
富士吉田市 (*)	子育て応援	81	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子育て応援医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	早川町 (*)	子育て支援	81	平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (乳幼児医療→子育て支援医療) 入 院:6歳→18歳 入院外:5歳→18歳 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
	甲斐市 (*)	こども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	西桂町 (*)	子ども	81	*平成22年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	山梨市 (*)	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	甲州市 (*)	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	中央市 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	昭和町 (*)	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	笛吹市 (*)	子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 11月診療分
	小菅村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
山中湖村 (*)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。